

事務連絡
令和4年10月6日

各〔都道府県〕
〔市町村〕衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

従来の新型コロナワクチンによる初回接種の早期実施について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、9月20日より、12歳以上の者を対象に、新型コロナウイルスのオリジナル株（武漢株）とオミクロン株に対応した2価ワクチンを使用した追加接種（以下「オミクロン株対応ワクチン接種」という。）を順次開始しているところですが、オミクロン株対応ワクチン接種を受けるためには、新型コロナウイルスのオリジナル株に対応した従来の1価ワクチン（以下「従来ワクチン」という。）を使用した初回接種（1、2回目接種）（以下「初回接種」という。）を受ける必要があります。

12歳以上の者に対する初回接種で使用するワクチンとしては、現在、12歳以上用ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン、武田社ワクチン（ノババックス）の3種類が予防接種法上で位置づけられているところですが、12歳以上用ファイザー社ワクチンについては、「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）に使用するファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの配分等について」（令和4年4月28日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）で、モデルナ社ワクチンについては、「新型コロナワクチン初回接種（1・2回目接種）に使用するモデルナ社ワクチンの配分等について」（令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）で、武田社ワクチン（ノババックス）については、「武田社ワクチン（ノババックス）の配分等について（その6）」（令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）でそれぞれお示ししたスケジュールをもって供給を終了し、今後の追加供給は行わない予定としております。

各自治体におかれましては、この点について御了知いただくとともに、現時点で定めている特例臨時接種の実施期間である令和5年3月31日までの間に希望する全ての方のオミクロン株対応ワクチン接種を完了するため、令和4年中には希望する全ての12歳以上の方が初回接種を完了できるよう、接種体制を整備していただくとともに、国から別途提供する情報提供資材も適宜活用しつつ、住民に対しての働きかけを行っていただくようお願いいたします。

以上